

○三田市附属機関の設置に関する条例

平成 21 年 3 月 26 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	略	略	略	略	略
	三田市市政への市民参加推進委員会	(1) 三田市市政への市民参加条例(平成 26 年三田市条例第 33 号。以下「市政参加条例」という。)の運用状況及びその評価に関すること。 (2) 市政参加条例及びこの条例に基づく規則の見直しに関すること。 (3) 市政参加条例第 21 条第 6 項の規定による意見を述べること。 (4) その他市政への市民参加の推進に関すること。	5 人以内		2 年
	略	略	略	略	略
教育委員会	略	略	略	略	略

(任期)

第 3 条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。【以下略】

## ○三田市市政への市民参加推進委員会規則

平成 26 年三田市規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成 21 年三田市条例第 2 号)第 5 条の規定に基づき三田市市政への市民参加推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、企画財政部企画広報課において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。